

## 防犯灯設置についての事前協議結果報告書

(宛先) 流山市長

提出先：流山市役所コミュニティ課  
電話 04-7150-6076

開発・建築行為に伴う防犯灯設置について、地元自治会及び市と協議しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

### 記

開発行為申請者		
開発行為場所		
協議者	協議日	年 月 日
	自治会	自治会 会長
	事業者名	
		問い合わせ先：
	協議日	年 月 日
	市	流山市役所コミュニティ課 担当者
	事業者名	
	問い合わせ先：	
<協議結果> (※記入の仕方は裏面参照)		

※協議結果により、設置箇所の地図や防犯灯具のカタログ等を添付していただきますので、記入にあたっては、必ず裏面の記入例をご確認ください。

## 「事前協議結果報告書」＜協議結果＞記入例

下記のパターンを参考に＜協議結果＞欄を記入していただき、流山市役所コミュニティ課へ提出してください。

### パターン① 開発事業者が防犯灯を設置し、その後、市へ移管を希望する場合

#### ＜協議結果＞

・自治会及び市、並びに開発事業者との協議の結果、開発事業者が防犯灯を設置し、市へ移管することで合意しました。

・設置灯数：〇〇灯

・設置場所：別添のとおり（※地図を添付してください）

・設置する防犯灯具の仕様：別添のとおり（※製品カタログ又は図面を添付してください）

・防犯灯設置予定日：〇年〇月〇日（※設置工事予定日を記入してください）

・防犯灯移管予定日：

（例1）設置後、東京電力への手続きと同時に移管します。移管時期は〇年〇月〇日頃。

（例2）開発物件の半数以上へ入居した時に移管します。それまでの間は開発事業者名義とし電気料金も開発事業者で負担します。移管時期は〇年〇月〇日頃。

※なお、市への移管にあたりましては、別途「防犯灯移管申請書」の提出も必要となります。

### パターン② 開発事業者が開発敷地内へ照明器具を設置する（歩道等へ防犯灯を設置しない）場合

#### ＜協議結果＞

・自治会及び市、並びに開発事業者との協議の結果、開発事業者が開発敷地内へ照明器具を設置し、歩道等へ防犯灯を設置しないことで合意しました。

・理由：

（例1）開発敷地内に設置する照明器具で周囲の照度が十分確保できるため。

（例2）店舗が開設されるが、敷地内に設置する照明器具で周囲の照度が十分確保でき、また、営業終了後も敷地内の照明器具を点灯するので、防犯灯の代替となり、周囲の照度が十分確保できるため。

・照明器具設置灯数：〇〇灯

・設置場所：別添のとおり（※地図を添付してください）

・照明器具は「〇〇〇〇〇〇」が維持管理します（※「 」内には、照明器具の管理者名を記入してください(例:店舗名、管理組合名等)）

### パターン③ その他の場合（①、②以外のパターン）

#### ＜協議結果＞

※協議した結果内容を記入してください（参考）流山市がESCO事業で導入する防犯灯具仕様